

2024年（令和6年）1月25日

内閣総理大臣 岸田文雄 殿
法務大臣 小泉龍司 殿
衆議院議長 額賀福志郎 殿
参議院議長 尾辻秀久 殿

京都弁護士会

会長 吉田誠司

法制度における性的指向及び性自認を理由とする差別を早急に解消するとともに 性的指向及び性自認を理由とする差別を禁止する法律の早急な制定を求める意見書

第1 意見の趣旨

既存の法制度における性的指向及び性自認を理由とする差別の早急な解消と、性的指向及び性自認を理由とする差別を禁止する法律の早急な制定を要請する。

第2 意見の理由

1 立法事実

性的少数者は、日常生活の中で、性的指向及び性自認（SOGI）に基づく様々な差別に直面させられており、それらの差別が法制度によってもたらされている場合が少なくない。たとえば、同性間での婚姻を認めない法制度が、相続に関する差別や公営住宅入居可能性に関する差別、就業先での福利厚生制度の利用に関する差別、犯罪被害者給付金の受給資格に関する差別などを生んでいる。

ヘイトスピーチやヘイトクライムが、性的指向及び性自認を理由になされることも少なくない。2023年（令和5年）2月には、岸田首相の秘書官が、性的少数者について「隣に住んでいたら嫌だ。見るのも嫌だ」と発言し、更迭された。同年6月には性的指向およびジェンダーアイデンティティに関する国民の理解増進に関する法律（以下「理解増進法」という。）が成立したが、差別を禁止する規定は設けられておらず、その審議過程では、トランス女性に対する差別発言が政治家から繰り返しなされた。同年6月にはトランスジェンダーの弁護士に対する殺害予告がなされ、当会も殺害予告に対する非難声明を发出した。

性的少数者に対する差別的な法制度とそれを支える性的少数者に対する社会に根強い偏見が、性的少数者が自分らしく生きることの障壁となっている。2019年（平成31年）に国立社会保障・人口問題研究所が実施した調査で、LGBTの人は、自身の性別に違和感がない人及び異性愛者に比べて、希死念慮・自殺念慮・自殺未遂経験の割合が統計的に有意に高いことが報告された。

個人の性的指向や性自認は、人の生き方そのものに関わる個人の尊厳の根幹部分であり、こ

れを理由に差別することは許されない。性的少数者に対する差別的取扱い、個人の尊重（憲法第13条）と法の下での平等（憲法第14条）に反するのであり、差別を禁止し、性的少数者の命と権利を守る施策は憲法の要請である。

性的指向及び性自認に基づく差別を解消していくことは、日本政府の国際的な責務でもある。自由権規約委員会（2008年、2014年、2022年総括所見）、社会権規約委員会（2013年総括所見）、女性差別撤廃委員会（2016年総括所見）、そして子どもの権利委員会（2019年総括所見）は、日本政府に対し性的指向及び性自認に基づく差別の解消を繰り返し求めてきた。また、自由権規約委員会は、日本政府に対し、性的指向及び性自認に基づく差別を禁止する法律の制定も、求めてきた。しかし、2023年（令和5年）6月に成立した理解増進法は、性的指向及び性自認が多様であり得ることについて国民の理解の増進を図ろうとするものであるにとどまり、性的指向及び性自認を理由とする差別の禁止には踏み込んでいない。

いま日本政府に求められているのは、多様性への理解を深めるとともに、性的少数者から基本的人権を奪っているさまざまな障壁を、差別禁止というルールで取り払い、すべての人の平等を実現することである。具体的には、現行法制度に存在する性的指向及び性自認を理由とする差別を解消する施策を推進するとともに、性的指向及び性自認を理由とする差別を禁止する法律を、一刻も早く成立させるべきである。

2 求める施策と立法の内容

(1) 制度的な差別の解消

すべての法令について性的指向及び性自認を理由とする差別の解消という観点から見直しを行い、差別的な規定および差別を生じさせる規定を改廃すべきである。とくに、婚姻平等を実現する民法改正を行うほか、性別変更に関して性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律が定める手術要件の撤廃を早急に実現すべきである。

(2) 差別禁止法の制定

性的指向及び性自認を理由とする差別を禁止する法律を制定すべきである。差別禁止法の形態としては、包括的な差別禁止法を制定しその中で性的指向及び性自認に基づく差別を禁止するものと、性的指向及び性自認に基づく差別に特化した禁止法を制定するものがありうるが、いずれの形態を選択するとしても、下記を骨子とすべきである。

ア 目的

性自認及び性的指向を理由とする差別を禁止し、性的指向や性自認に関係なくすべての人が尊厳を有する存在として等しく尊重される社会を実現することを目的として明示する。

イ 禁止対象

社会生活のすべての領域における差別を禁止する。直接差別（性的指向または性自認を理由とする差別）、間接差別（性的指向及び性自認を理由としないが特定の性的指向や性自認の者に不利な結果となるもの）ともに禁止する（領域の例示：雇用、教育、商品・サービス・住宅等、健康・医療ケア・社会サービス等、社会保険システム・失業保険・学習支援等）。

アウトティング（本人の意思に反して第三者が性的指向又は性自認を公表すること）やカ

ミングアウト（自らの性的指向又は性自認を公表すること）の強制も禁止する。（アウトティング等の禁止は、2023年（令和5年）10月1日時点で26自治体の条例が定めている。）

ウ 救済制度

性的指向や性自認を理由とする差別を受けた者が、迅速で確実な救済を得ることができるよう、スウェーデンの差別オンブズマン制度及び差別委員会制度等の諸外国の例を参考にして、差別に特化した行政による救済制度を創設する。

以上

[添付資料] 性的少数者に対する差別に関する状況（京都弁護士会作成）

性的少数者に対する差別に関する状況

2024/1/16 京都弁護士会作成

第1 立法関連

1 国

日本には、性的少数者の権利を保障する法律や差別を禁止する法律はない。

2021年（令和3年）、性的指向および性同一性に関する国民の理解増進に関する法律案が超党派の議員連盟でまとめられた。

同法案は、性的少数者の差別を禁止する具体的な施策は盛り込まれず、理解増進を求めのみの内容であり不十分との指摘もあったが、法案の「差別は許されない」という文言に対し、自民党内において「行き過ぎた差別禁止運動につながる」「差別を理由にした裁判が増えて混乱する」などの意見が出たため、法案提出は見送られた。

その後、同法案についてはたなざらし状態が続いたが、2023年（令和5年）2月、岸田首相の秘書官が性的少数者について「隣に住んでいたら嫌だ。見るのも嫌だ」と発言し、更迭されたことをきっかけに、法案提出に向けて議論が再開され、同年6月、性的指向およびジェンダーアイデンティティに関する国民の理解増進に関する法律（以下「理解増進法」という。）が成立した。

同法は、あくまで性的少数者に対する理解を増進することを目的とするものであり、性的指向や性自認に基づく差別を禁止することは目指していない。むしろ同法には、基本理念を定めた第3条で「性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものである」としたうえで、衆議院で追加された第12条では「この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。」としており、多数者の「安心」のためであれば性的少数者に対する“正当な差別”が許容されうるとの理解を導きかねないとの懸念があり、性的少数者に対する理解よりも差別を増進する法律にはほかならないとの厳しい批判を受けている。

2 自治体

自治体では、性的少数者に対する差別の解消に向けた取り組みが進んでおり、性的指向や性自認を理由とする差別を禁止する条例を制定する自治体も多数現われている。

http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/002_lgbt.htm

(ア) 同性パートナーの証書発行

同性パートナーシップ制度とは、自治体が、同性カップルに対して、二人のパートナーシップを証明し、または、二人のパートナーシップの宣誓を受け取るなどの制度であるが、2023年（令和5年）6月28日現在、全国の328自治体が導入している（渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査）。328団体のうち、渋谷区、総社市、豊島区、港区、いなべ市、国立市、浦添市、武蔵野市、福知山市、岡崎市、東京都及び美作市が条例を根拠とし（2022年（令和4年）1月時点）、それ以外の団体は規則、要綱等を根拠としている。

全国で初めて同性パートナーシップ制度を導入した渋谷区の「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」（平成27年3月31日条例第12号）では、一定の要件を充たした当事者が申請することにより、区長が「パートナーシップに関する証明」を発行する。効果としては、「区民及び事業者は、その社会活動の中で、区が行うパートナーシップ証明を最大限配慮しなければならない。」「区内の公共的団体等の事業所及び事務所は、業務の遂行に当たっては、区が行うパートナーシップ証明を十分に尊重し、公平かつ適切な対応をしなければならない。」とされており、強制力はないものの、区民、事業者、公共団体に対し、平等な取り扱いを求めるものである。公的機関による同性パートナー証明には、同性カップルが日本にも存在するという事実についての認識を広めて社会通念や慣行に働きかける効果が期待されている。

(イ) 性的指向や性自認を理由とする差別的な取扱いの禁止を明記する条例

性的指向・性自認及び性的少数者に対する差別的な取扱いの禁止などを定めた条例は、「泉南市男女平等参画推進条例」をはじめ、多数の自治体に例がある。

2011年（平成23年）12月に制定された泉南市条例は、「性的指向」を「性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれかに向かうのかを示す概念」（2条6号）と定義づけたうえで、「すべての人は、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的を問わず性別及び性的指向を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。」（10条1項）と規定し、「性的指向」を理由とする権利侵害と差別的取扱いの禁止を、自治体だけでなく市民や事業主らすべての人に求めた。

その後制定された全国の条例のほとんどは、「性的指向」及び「性自認」に対する差別的取扱いの禁止としている。また、性的指向及び性自認に対する差別の禁止に加えて、自治体の男女平等参画社会の実現等に関する施策に対して、苦情の申立てを行える制度を設けた条例もある。（文京区男女平等参画推進条例、多摩市女と男の平等参画を推進する条例）

(ウ) アウティングとカミングアウト強制を禁止する規定

アウティング（本人の意思に反して第三者が性的指向又は性自認を公表すること）とカミングアウト（自らの性的指向又は性自認を公表すること）の強制を禁止する規定を置く例として、国立市、総社市、豊島区、港区、いなべ市、宍粟市、木城町、三重県、浦添市、富士市、深谷市、江戸川区、福知山市、岡崎市、逗子市、埼玉県、美作市、日野市、明石市、武蔵野市、町田市、杉並区、墨田区、豊橋市、加西市、志布志市の条例がある（2023年（令和5年）10月1日時点）。

「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」は、基本理念として「性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されること」（3条2号）を掲げ、本人の公表の権利を規定したうえで、「何人も、性的指向、性自認等の公表に関して、いかなる場合も、強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。」（8条2項）とし、アウティングを禁止している。

また、「総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例」は、「カミングアウト」を「自らが性的マイノリティであることを公表すること」（3条3号）と定義づけたうえで、「性的マイノリティであることを、本人の意に反して公にすること」及び「カミングアウトを強制し、又は禁止すること」を禁止している（8条2号及び3号）。

3 国連の勧告

日本は、1952（昭和27年）に国連に加盟申請を行い、1956（昭和31年）に国連総会における承認を経て加盟国となり、国連憲章に掲げられた義務を受諾した。日本は移住労働者権利条約を除くすべての主要な人権条約を批准しており、性自認及び性的指向に関する差別に関して、人権条約上の諸機関から以下の施策を実施するよう求められてきた。

(ア) 自由権規約委員会

① 2008年総括所見

- ・差別が禁止される事由として性的指向を法律に明記すること。
- ・事実婚の異性カップルを同性カップルを等しく処遇すること（公営住宅法関連）。

② 2014年総括所見

- ・性自認及び性的指向を含む、あらゆる理由に基づく差別を禁止する包括的な反差別法を採択し、差別の被害者に、実効的かつ適切な救済を与えるべきである。締結国は、LGBTの人々に対する固定観念および偏見と闘うための啓発活動を強化し、LGBTの人々に対する嫌がらせの申立を捜査し、また、こうした固定観念、偏見およびいやがらせを防止するための適切な措置をとるべきである。

③ 2022年総括所見

- ・性的指向や性自認に基づく差別を禁止する明確な法律が存在しないことを懸念する。さらに、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの人々が、特に公営住宅、戸籍上の性別変更、法的婚姻へのアクセス、矯正施設での処遇において差別的な扱いを受けていることを示す報告を懸念する。
- ・レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーに対する固定観念や偏見と闘うための啓発活動を強化するべきである。
- ・同性カップルが、締約国の全領域において、公営住宅へのアクセスや同性婚を含め、規約に明記されたすべての権利を享受できるようにするべきである。
- ・生殖器官や生殖能力の剥奪、未婚状態など、性別適合を法的に承認するための不当な要件を撤廃することを検討すべきである。
- ・自由権規約第19条及び第20条並びに意見及び表現の自由に関する委員会の一般的意見第34号（2011年）と調和する形で、ヘイトクライムについての別個の定義及び禁止を導入する刑法改正を検討するとともに、性的指向及び性自認を理由とするものを含む、規約の下で禁止されているすべての理由によるオンライン及びオフラインのヘイトスピーチを明確に犯罪化するために、刑法を改正することを検討すべきである。そして、ヘイトクライム及びヘイトスピーチの通報を奨励し、包括的で分断されていないデータ集積システムを確立することを含め、それらの犯罪が特定され登録されることを確保すべきである。

(イ) 社会権規約委員会

① 2013年総括所見

- ・同性カップルに対する差別的規定が締約国の法制度に存在し続けていることについて懸念をもって留意する。

(ウ) 女性差別撤廃委員会

① 2016年総括所見

- ・L B T女性(レズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダーの女性)等の複合的かつ交差的な形態の差別を引き続き経験しているとの報告を懸念する。
- ・L B T女性等が経験している、健康、教育、雇用へのアクセスおよび公的活動への参画とともに健康・教育、雇用へのアクセスおよび公的活動への参画とともに健康・教育サービスや職場での経験においても、影響を与える、複合的かつ交差的な形態の差別を解消するための努力を積極的に行うことを要請する。

(エ) 子どもの権利委員会

① 2019年総括所見

- ・レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・インターセックスの子ども等についての意識啓発プログラム、キャンペーン、人権教育を含め、実質的に差別を減少・防止するための措置を強化すること。

4 諸外国の状況

差別禁止法には、「差別解消」と「理解増進」の2つの系列がある。諸外国の状況をみると、欧州連合（EU）では、すでに2000年に「雇用と職場における平等」指令（2000年/78/EC）を制定し、職場における性的指向に基づく差別を禁止し、また、EU基本権憲章21条で「性的指向を理由とした差別を受けない」権利が明記されている。性的指向および性自認を事由に差別を禁止している国として、アイルランド、イギリス、オーストラリア、オランダ、カナダ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、メキシコがある（プライドハウス東京、『差別禁止法』に関する各国の法整備）。現在、G7で差別禁止の法整備が行われていないのは日本だけであり、2019年にOECDが発表したLGBTに関する法整備ランキングで日本は35か国中ワースト2であった。

以下ではスウェーデン、ドイツ、イギリスの差別禁止法の特徴を概説する。

(ア) スウェーデンの例

① 法律の概要

差別禁止法が2009年1月1日より施行されている。

それまでの既存の差別禁止法を全て廃止し、新たな差別禁止条項を加えて策定された新差別禁止法である。この新差別禁止法は「性差、性同一性障害、民族・人種、宗教・信仰、障害、性的指向・年齢に対する差別を禁止し、他の人々と同じ価値と可能性を持つようにすることを目的」（第1条）としている。

第1章は導入規定（法の目的、法の内容、法の強制力、差別の定義、性差、性同一性障害、民族・人種、障害、性的指向・年齢による差別を禁止する旨等）、第2章が差別・報復禁止（雇用に関する差別禁止：職場におけるハラスメント調査と対応策。教育に関する差別禁止：教育の場におけるハラスメント調査と対応策、商品・サービス・住宅等、健康・医療ケア・社会サービス等、社会保険システム・失業保険・学習支援、防衛における差別禁止）、第3章が積極的対応策、第4章が監視制度（差別オンブズマンや差別委員会の設置。罰金もあり）、第5章が補償と無効措置、第6章が訴訟手続について規定している。

この新差別禁止法の特徴は、第4章の監視制度に明示された差別オンブズマンと差別委員会である。この監視制度が機能することで法律の実効性が高まるといわれている。また、法律に抵触した場合の罰則規定も設けられ差別禁止規定がより強化されたといわれている。

②差別オンブズマンについて

差別オンブズマンの役割は、差別禁止法の遵守を監督することにある。差別的な扱いを受けたものからの苦情の申し立てを受け、差別的な扱いから保護するために必要な情報提供をしたり、権利を守るためにはどうしたらいいかのアドバイスを行ったりする。このような対策を講じても差別的な扱いが解消されない場合は、差別委員会に報告され、差別委員会の判断によって罰金を科される可能性もある。

この差別オンブズマンの役割は日本における労働基準監督署に類似する点もあるといわれている。オンブズマンとは日本においては一般的には市民団体がいずれの党派にも加担せず市民の立場から行政や企業を監視する目的で組織するものであるが、スウェーデンのオンブズマンはあくまでも行政機関の一つである。政府が任命する形をとるが、オンブズマンの機能は任命権者から完全に独立しており、オンブズマンの手元集まる差別をめぐる報道と知識が社会一般や政府に伝達されることで差別法に実効性を備えさせるのがこの制度の本来の意図となっている。

(イ) ドイツの例

ドイツでは、2000年のEUの一般雇用均等指令に対応する国内法の制定義務に基づき、2006年に「一般平等待遇法」が導入された。従来ドイツでは、基本法(憲法)等において「法の下での平等」を定めていたが、年齢や性的志向について明示的に定めた法律は無かった。そのため、EU指令の国内法化を機に、人種、民族的出身、性別、宗教・世界観、障がい、年齢に加えて、性的アイデンティティによる差別の撤廃を明示したドイツで初めての包括的な差別禁止法として一般平等待遇法が制定された。しかし、同法は、解雇を保護適用対象外としているので、同法に基づいてLGBT当事者の職場における救済が難しいという指摘もある。

(ウ) イギリスの例

イギリスでは、2000年のEUの一般雇用均等指令に基づく法整備により、既存の国内法で規定された性別、人種、障害に加え、新たな保護特性として性的指向、年齢、思想・信条が導入され、雇用、教育訓練、昇進、労働条件などに関する差別が禁止されるようになった。

2010年には、既存の多くの差別禁止法を統合した平等法(Equality Act 2010)が成立、規制内容の明確化や規制強化が図られている。

平等法は、人種、性別、障害、年齢、性的指向、宗教・思想信条、性別の再適正化(gender reassignment)、婚姻・シビルパートナーシップ、妊娠・母性の九つを保護特性として定義している。

それぞれについて、直接差別、間接差別(特定の特性の者に不利な基準や慣行)、ハラスメント、権利の行使に対する被害の禁止を規定している。

LGBTに対する雇用分野での直接差別としては、例えば性的指向等に基づいて不採用とすること、あるいは解雇を行うこと、訓練を提供しないこと、昇進を拒否すること、不利な労働条件を提供すること、福利厚生を提供を拒否すること等が含まれる。

また間接差別としては、採用基準やポリシー、就業規則、その他の慣行について、全ての従業員に適用されるが特定の性的指向を有する者に不利になる(意図の有無にかかわらず)ような場合、等がある。

第2 司法関連

近年、性自認または性的指向を理由とする差別について訴訟で争われる事例が少なくない。以下に例を挙げる。

1 性別変更の審判を受けた人のゴルフクラブ入会拒否等についての裁判（静岡地裁浜松支部2014年（平成26年）9月8日判決）

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づき性別変更をした原告が、性同一性障害による性別変更を理由としてゴルフクラブへの入会等を拒否された事件である。判決は、本件入会拒否等は憲法14条1項及び自由権規約26条の規定の趣旨に照らし社会的に許容しうる限界を超え違法であるとした。

2 同性カップルについても不貞行為となる場合があることを認めた裁判（宇都宮地裁真岡支部2019年（令和元年）9月18日判決）

同性カップルの一方との不貞行為により関係を破綻させたことが違法行為に当たるかが争われた事件である。判決は、「社会情勢を踏まえ、同性のカップルであっても、その実態に応じて、一定の法的保護を与える必要性は高い」とした。さらに判決は、括弧書きで「（婚姻届を提出することができるのに自らの意思により提出していない事実婚の場合と比べて、法律上婚姻届を提出したくても法律上それができない同性婚の場合に、およそ一切の法的保護を否定することについて合理的な理由は見だし難い。）」と付して、「法律上婚姻届を提出したくても法律上それができない同性婚」を保護する必要性を認めた。

3 トランスジェンダー女性が女性用トイレを使用することを制限したことと面談時の発言について、国家賠償を請求した裁判（最高裁判所第三小法廷2023年（令和5年）7月11日判決）

生物学的な性別は男性であり性同一性障害である旨の医師の診断を受け、女性としての私生活を送ってきたが、健康上の理由から性別適合手術を受けていない国家公務員が、**国家公務員法86条**の規定により、職場の女性トイレを自由に使用させることを含め、原則として女性職員と同等の処遇を行うこと等を内容とする行政措置の要求をしたところ、人事院がいずれの要求も認められない旨の判定をしたという事件である。第1審判決は、「個人がその真に自認する性別に即した社会生活を送ることができることは、重要な法的利益として、国家賠償法上も保護される」とし、性自認について正面から認め、「男女別のトイレを設置し、管理する者から、その真に自認する性別に対応するトイレを使用することを制限されることは、当該個人が有する上記の重要な法的利益の制約に当たる。」として、国の注意義務違反を認定した。控訴審は国家賠償責任を否定したが、最高裁は、人事院の上記判断は、本件における具体的な事情を踏まえることなく他の職員に対する配慮を過度に重視し、上告人の不利益を不当に軽視するものであって、関係者の公平並びに上

告人を含む職員の能率の発揮及び増進の見地から判断しなかったものとして、著しく妥当性を欠いたものといわざるを得ない、とした。

4 亡くなった同性パートナーの喪主を務めたいとの希望を親族が拒絶したことなどについての損害賠償を請求した裁判（大阪地裁2020年（令和2年）3月27日）

20年以上同居していた同性パートナーが死亡した原告が、死亡したパートナーの喪主を務めたい旨を申し出たところ、親族に拒絶され、葬儀の際には親族待合所に入ることも断られて一般参列者として参列し、火葬場の場所も教えてもらえず火葬にも立ち会えなかったことなどが不法行為にあたるとして争った事件である。判決は、原告らが同性パートナーであることをむしろ親族に悟られないようにしていたことを理由の1つとして、不法行為の成立を認めなかった。

5 同性パートナーに対し犯罪被害者給金を支給しなかったことについての裁判（名古屋地裁2020年（令和2年）6月4日）

同性の犯罪被害者と交際し共同生活を営む関係にあった者が、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号にいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に当たらず、同人に対して遺族給付金の支給を認めないとした処分が憲法14条1項に違反するかどうか争われた事件である。判決は、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」の判断について、「同性間の共同生活が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていることを要する」とし、そのような社会通念が形成されていたとはいえないとして、処分は憲法に違反しないとされた。控訴審も同様の判断をした（名古屋高判2022年（令和4年）8月26日判決）。

6 「結婚の自由をすべての人に」訴訟（札幌地裁2021年（令和3年）3月17日ほか）

同性婚を認めない民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定（以下「本件諸規定」という。）が憲法に適合するか否かについて、札幌、大阪、東京、名古屋、福岡で地裁判決が出ており、いずれも控訴審に進んでいる。なお、違憲と判断とした判決でも国家賠償請求はいずれも否定されている。

（ア）札幌地裁2021年（令和3年）3月17日判決

本件諸規定は憲法13条にも24条にも違反しないとしたが、異性愛者に対しては婚姻という制度を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府が広範な立法裁量を有することを前提としても、その裁量権の範囲を超えたものであるといわざるを得ず、その限度で憲法14条1項に違反する、とした。

（イ）大阪地裁2022年（令和4年）6月20日判決

同性間で婚姻をする自由が憲法24条1項や憲法13条から導かれるとはいえ、本件諸規定はこれら及び憲法24条2項に違反するということはできないとし、憲法14条違反についても否定した。

（ウ）東京地裁2022年（令和4年）11月30日判決

婚姻を異性間のものに限り同性間の婚姻を認めていない本件諸規定は、憲法24条1項に違反するとはいえ、婚姻を異性間のものに限り同性間の婚姻を認めていないこと

自体が立法裁量の範囲を超え性的指向による差別に当たるとして憲法14条1項に違反するとはいえないとする一方で、現行法上、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法24条2項に違反する状態にあるといえることができるとした。

(エ) 名古屋地裁2023年（令和5年）5月30日判決

現行の法律婚制度を同性間に対して及ぼすことは、憲法24条1項の趣旨に照らし、禁止されてはいないが、要請されているともいえず、本件諸規定が同性間に現行の法律婚制度をそのまま適用することを認めていないことは同条2項にも違反しないとしつつも、本件諸規定は、同性カップルに対して、その関係を国の制度によって公証し、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていないという限りで、憲法24条2項に違反すると同時に、憲法14条1項にも違反するものといわざるを得ない、とした。

(オ) 福岡地裁2023年（令和5年）6月8日判決

憲法24条1項の「両性」及び「夫婦」という文言からは、同条が男女の婚姻を想定しているものと解さざるを得ない。その制定過程を検討しても、前記1(2)のとおり、日本国憲法制定時の憲法24条の主な目的は、家族関係における自由と平等の実現、その中でも戸主制度の廃止による女性の地位向上と家族の保護であり、同性婚について議論が行われておらず、その起草過程においても「男女」及び「両性」という文言が現れていること、これを受けた昭和22年の民法改正時における国会審議においても同性婚について言及された形跡が認められないことからすると、憲法24条1項の制定時において同性婚は想定されていなかったものと認められ、当該規定は同性婚を禁止する趣旨であるとはいえないものの、同条でいう「婚姻」は異性間の婚姻を指し、同性婚を含むものではないと解するのが相当である。そして、前記のとおり、婚姻は、自己が永続的な精神的及び肉体的結合の相手として選んだ者との間の共同生活について(上記<1>)、国がこれを公証するものであり、上記<2>～<4>のとおり、当事者の意思を前提に各種法律によりその要件が定められ、これを満たしたときに一律に権利義務が発生する法律上の制度であり、当事者の意思のみによってその要件や効果を決定できるものではないことからすれば、婚姻の自由が憲法上尊重すべき利益であるとしても、これを超えて憲法上の権利と構成するのは困難である。

同性婚を憲法24条1項の「婚姻」に含むと解釈することは少なくとも現時点においては困難であり、同条項が同性愛者の婚姻の自由を保障していると解することはできず、本件諸規定は憲法13条に違反せず、本件諸規定が婚姻を異性間のものに限り同性間の婚姻を認めていないことが性的指向による差別取扱いに当たりその合理性には慎重な判断を要するとしても、立法裁量の範囲を超えるものとして、憲法14条1項に違反するとはいい難いとしつつも、本件諸規定の下で原告ら同性カップルは婚姻制度を利用することによって得られる利益を一切享受できず法的に家族と承認されないという重大な不利益を被っていること、婚姻制度は異性婚を前提とするとはいえ、その実態が変遷しつつあること、婚姻に対する社会通念もまた変遷し、同性婚に対する社会的承認がいまだ十分には得られていないとはいえ、国民の理解が相当程度浸透されていることに照

らすと、本件諸規定の立法事実が相当程度変遷したものと云わざるを得ず、同性カップルに婚姻制度の利用によって得られる利益を一切認めず、自らの選んだ相手と法的に家族になる手段を与えていない本件諸規定はもはや個人の尊厳に立脚すべきものとする憲法24条2項に違反する状態にあるといわざるを得ないとした。

7 同性パートナーの扶養手当に関する訴訟（札幌地裁2023年（令和5年）9月11日判決）

事実婚カップルに支給される扶養手当を同性カップルに認めない北海道の制度は法の下での平等を定めた憲法14条に反するなどとして、元道職員が損害賠償を求めた事件である。判決は、問題とされた規定における「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」には同性間の関係が含まれないと解するのが「現行民法の定める婚姻法秩序と整合する一般的な解釈」であるなどとして、「婚姻制度や同性間の関係に対する権利保障の在り方等について様々な議論がされている状況であることや、一部の地方公共団体において、本件各規定と同様の規定ぶりであっても同性間の関係を含み得るとして、柔軟な解釈や運用を試みる例があることを踏まえても、本件各規定における「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に同性間の関係を含むと解釈しなければならないという職務上の注意義務を個別の公務員に課することはできないというべきである」として、憲法判断を示すことなく請求を棄却した。

8 オペなしで！戸籍上も「俺」になりたい裁判（静岡家裁浜松支部2023年（令和5年）10月11日審判）

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項4号が戸籍上の性別を変更するには生殖能力をなくす手術を受ける必要があると定めていることが憲法に違反するかが問われた事件である。この規定については2019年（平成31年）1月23日最高裁判所第二小法廷判決が合憲判断を示していたが、本判決は、性同一性障害者の意思に反して身体への侵襲を受けない自由を一律に制約することは、上記規定の目的を踏まえても、人権制約の手段・態様として必要かつ合理的なものとはいえないことなどを指摘し、当該規定は憲法13条に違反して無効だとする判断を示した。

9 性別の取扱いの変更申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件（最高裁大法廷2023年（令和5年）10月25日決定）

上記8と同じく性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項4号の違憲性が争われた事件である。最高裁大法廷は、2019年（平成31年）の第二小法廷判決を変更し、同規定は憲法13条に違反するとした。判決理由は、自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由は人格的生存に関わる重要な権利として憲法13条によって保障されておりその制約は必要かつ合理的なものでなければ許されず、上記規定の憲法適合性は立法目的のために制約が必要とされる程度と、制約される自由の内容及び性質、具体的な制約の態様及び程度等を較量して判断されるべきとしたうえで、立法目的と手段並びにそれらの合理的関連性を検討し、立法当時は医学的にも合理的関連性が認められたといえるが現時点においては制約の必要性が低減しており、制約の程度が重大なものとなっていることなどを総合的に較量すれば、必要かつ合理的な制約とは言えない、とするものであった。

以上